

「日本放送協会が放送法第20条第10項の認可を受けて実施する『協会のラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するため、その放送番組を放送と同時にインターネットを通じて一般に提供する業務』の認可申請に対する総務省の考え方についての意見募集」の結果

### I 意見募集期間

- ・平成26年1月20日から平成26年2月18日まで

### II 提出された意見の件数、意見提出者

- (1) 提出された意見の件数： 19件
- (2) 放送事業者から提出された意見： 4件  
意見提出者（提出順）：株式会社ニッポン放送、株式会社TBSテレビ、日本テレビ放送網株式会社、朝日放送株式会社、
- (3) 団体から提出された意見： 2件  
意見提出者（提出順）：一般社団法人日本民間放送連盟、一般社団法人日本新聞協会（メディア開発委員会）
- (4) 放送事業者及び団体以外の者から提出された意見： 13件

### III 提出された意見と総務省の考え方

- ・別添のとおり。

## 提出された意見と総務省の考え方

※表中、左欄に提出された意見及び提出者、右欄に意見に対する総務省の考え方を記す。

### 1 NHKからの認可申請に対する総務省の考え方に関する意見

#### (1) 総務省の考え方に肯定的な意見

<p>【意見 1-1】</p> <p>聴取しにくい状況の改善に、インターネットを利用した同時放送は、十分に効果が得られる仕組みに思います。</p> <p>私の住居は、ラジオが受信しにくい状況ですので、インターネットからの同時放送で快適に聞くことができます。</p> <p>音声放送、音声番組が多様な機器で聞くことができる環境を作るとは、災害発生時の情報収集として十分に役に立つことだと認識します。</p> <p>インターネットによる同時配信の継続を強く要望します。【個人 1 1】</p>	<p>協会からの認可申請に対する総務省の考え方に賛同する意見として承ります。</p>
<p>【意見 1-2】</p> <p>当社は民間放送事業者として、日本放送協会（以下、NHK）の業務拡大による“民業への圧迫”、“肥大化”については当然懸念を抱くものではあるが、一方で、これまで行われてきた「ラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するための補完的な措置として、その放送番組を放送と同時にインターネットを通じて一般に提供する業務」に関して、その効果を携帯端末による利用にまで拡大して検証・確認することは、「ラジオの難聴取解消」はもとより、「NHKと民放ラジオの最大の課題で</p>	<p>(同上)</p>

<p>あるラジオの聴取拡大」という観点からも有用であると考えことから、今回の認可申請に対して「認可することが適当であると認められる。」との総務省の考え方に異論はない。【株式会社ニッポン放送】</p>	
<p>【意見 1-3】 NHKはこれまで実施してきている個々のインターネット業務について、業務範囲規定上の位置づけを求めています。今回の申請はラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するための補完措置としてインターネットを通じてその効果を検証、確認としています。難聴取地域の解消を目的とし、聴取者保護の観点に立った公共性の高い業務と認められることから本申請に対する総務省の考え方は妥当と言えます。【株式会社TBSテレビ】</p>	<p>(同上)</p>

(2) 総務省の考え方に否定的な意見

<p>【意見 2-1】 絶対反対です【個人 1】 (ほか 2 件)</p>	<p>今回申請のあった業務は、協会のラジオ放送が聴取しにくい状況の補完的な措置として、試行的にラジオ放送番組をインターネットを通じて放送と同時に一般に提供することで、ラジオ放送の難聴解消に関するインターネット活用の効果を検証・確認していることから、放送法第20条第2項第8号に規定する「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」と認められます。</p>
---	---

(3) 協会が行うインターネット活用業務に関する意見

<p>【意見 3-1】 ・本業務は、NHKテレビ放送のインターネット同時配信（以下、テレビ同時配信）</p>	<p>今回申請のあった業務は協会のテレビ放送を</p>
--	-----------------------------

<p>とはまったく性格が異なるサービスであり、仮に本業務が実施されとしても、NHKがテレビ同時配信を実施する根拠にはなり得ないと考えます。また、NHKのインターネット活用業務は「放送の補完」が基本であることから、NHKがインターネットで独自コンテンツを配信することを認めるべきではないと考えます。</p> <p>【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>インターネットに同時に配信するものではなく、仮に本業務が認可される場合であっても、こうした業務の実施が認められるものではありません。</p>
<p>【意見 3-2】</p> <p>今般の認可が、即ちインターネットを利用した他の業務（テレビの同時配信、独自動画コンテンツの配信等）への拡大につながるという性質のものではないことを確認したく要望します。【朝日放送株式会社】</p>	<p>(同上)</p>

(4) 法制度の整備についての意見

<p>【意見 4-1】</p> <p>貴省は、第186通常国会に放送法改正案を提出する予定としており、その際は放政研の第一次・第二次取りまとめに沿った形で法案が作成されるものとの理解になるであろう。今回の申請に対する貴省の判断とそれに至る検討過程は、第一次取りまとめで示された3条件がどのように放送法改正案に反映され、運用されるかに関する試金石となる。貴省及び電波監理審議会におかれても、このような認識をもって判断に当たっていただきたい。【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】</p>	<p>第一次取りまとめでは、業務の「公共性が認められること」等の「基本的考え方」に照らして、「らじる★らじる」について「認可期間の終了後も継続して実施することが適当」とされており、今回の考え方もこれに沿ったものとなっています。</p> <p>なお、総務省は第一次取りまとめ等を踏まえ、第186回通常国会に「放送法及び電波法の一部を改正する法律案」を提出すべく準備を進めているところです。</p>
<p>【意見 4-2】</p> <p>総務省「放送政策に関する調査研究会」第一次取りまとめにおいて、NHKのインターネット活用業務をこれまで以上に積極的に展開することを提言しています。同研究会の取りまとめを受け、今通常国会に放送法等改正案として提出されるようですが、</p>	<p>総務省は第一次取りまとめ等を踏まえ、第186回通常国会に「放送法及び電波法の一部を改正する法律案」を提出すべく準備を進めているとこ</p>

<p>特にこの中で、インターネット業務に関し包括的な「実施基準」をNHKが自ら定め、総務大臣が認可する制度の導入を有力な選択肢として検討するとあります。しかし、基準を自ら定めることは制度の濫用に繋がりがねないことが懸念されます。</p> <p>NHKが放送を行なうことを目的として設立された特殊法人であることを踏まえると、任意業務を無制限に実施することは容認できません。「実施基準」については、あくまで放送の公共的な役割として実施すべきかを検討し、且つ受信料を主たる財源として運営されていることから、事業に係る収支を明確に開示した上で、放送の「補完的」業務に留めることを求めます。更に民間放送事業者との二元体制において、市場への影響を及ぼすような独自コンテンツの配信が、既存事業者との競合や圧迫を引き起こすことも憂慮されることから、個々の事業について十分に精査し、実施の可否を合理的に判断する基準を設けることが必要です。したがって、「実施基準」はまず、任意業務の認可基準を明確にした後に、NHKが広く意見を集約、検討し設定すべきと考えます。【株式会社TBSテレビ】</p>	<p>ろです。</p>
<p>【意見4-3】</p> <p>NHKのラジオ放送番組のインターネット同時配信については、昨年開催された「放送政策に関する調査研究会」第一次とりまとめにおいて、平成26年3月末の認可終了後も引き続き実施することが適当との答申が出されており、総務省はそれに基づき、同業務をNHKの「任意業務」とすることを含む放送法改正案を次期通常国会に提出する準備を進めている。今回の申請は法改正までの間を埋める性格のものであると認識している。</p> <p>同研究会の第一次とりまとめでは、NHKがインターネット活用業務を任意業務として実施し得るか否かについて、(1)公共性が認められること、(2)放送の補完の範囲にとどまるものであること、(3)市場への影響の程度、の3つの基準が掲げられた。</p> <p>今回のNHKの申請については、上記の経緯および3点の基準に照らして、適当であると考えられることから、当社として反対するものではない。</p>	<p>協会からの認可申請に対する総務省の考え方に賛同する意見として承ります。</p> <p>なお、総務省は第一次取りまとめ等を踏まえ、第186回通常国会に「放送法及び電波法の一部を改正する法律案」を提出すべく準備を進めているところです。</p>

<p>(中略)</p> <p>なお、NHKがインターネット活用業務を任意業務として実施し得るか否かについての前述の3点の基準は、引き続き今後も堅持されるべきであり、制度化されて法令上でしっかりと担保されることを改めて要望する。【日本テレビ放送網株式会社】</p>	
<p>【意見4-4】</p> <p>行おうとしているのはインターネット通信でありすでに放送されているものを通信するか否かをあらためて許可する必要性自体がない</p> <p>放送と通信 どちらか一方で許可をうければよいという形で法体系の整備を行うべきである【個人3】</p>	<p>今回申請のあった業務は、協会のラジオ放送が聴取しにくい状況の補完的な措置として、試行的にラジオ放送番組をインターネットを通じて放送と同時に一般に提供することで、ラジオ放送の難聴解消に関するインターネット活用の効果を検証・確認していることから、放送法第20条第2項第8号に規定する「放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務」とであると認められます。</p>

(5) 本業務に係る情報開示についての意見

<p>【意見5-1】</p> <p>・前回の認可申請において「ラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するための補完的措置としての有効性の検証を行った上で、必要があるときは、実施内容の変更・延長等のための認可申請を行うこととする。」とあるにもかかわらず、「有用性の検証を行った」かについて、これまでの2年の試行によってどの程度果たせたのかに関する情報が皆無のため、試行の有用性自体が疑わしい状態です。少なくとも、当初想定していたPCでの利用についてはどういった、どの程度の有用性があったかの検証はなされるべきであり、これが提示されない限りは「検証・確認」という目的自体が疑わしいため、認可を行うべきではないと考えられます。【個人6】</p>	<p>協会から提出された申請において、「業務の実施状況について別途報告するとともに、調査結果について、適宜とりまとめて協会のホームページ等で公表する」とされており、本業務による調査結果については広く公表されるべきものと考えます。</p>
---	--

<p><b>【意見 5-2】</b></p> <p>・NHKラジオのインターネット同時配信「らじる★らじる」（以下、本業務）の特認業務の認可申請は3回目であり、前2回の実施結果、効果検証・確認結果などの詳細を明らかにしたうえで認可期間を延長する必然性が示されるべきと考えますが、今回の申請内容からは読み取ることができません。今回の申請は、実態としては前述の法改正が成立し、施行されるまでの“つなぎ”として申請されたものとの見方もあります。聴取者保護の観点から、本業務を認可すること自体はやむを得ないと考えますが、特認業務制度の濫用との指摘を受けないために、特認業務の認可基準を明確化することが望ましいと考えます。<b>【一般社団法人日本民間放送連盟】</b></p>	<p>(同上)</p>
<p><b>【意見 5-3】</b></p> <p>ラジオ放送番組のインターネット同時配信（らじる★らじる）の実施について</p> <p>当委員会は、ラジオ放送番組のインターネット同時配信（らじる★らじる）の実施に対し、理解を示してきた。ただし、放送対象地域に即してインターネット配信を行うか否かに関しては、民間放送との調整を十分に図るよう求めた。また、得られた知見は広く公開し技術的成果の共有を図ることも求めてきた。今回、携帯端末による利用調査を実施するとしており、スマートフォン・タブレット型端末が急速に普及している環境を踏まえ、その成果を民間にも資するよう還元することを求めたい。</p> <p><b>【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】</b></p>	<p>(同上)</p>
<p><b>【意見 5-4】</b></p> <p>但し、放送の公共的役割において、国民の安心・安全の視点にからも、NHKは今回の業務延長申請によって大規模災害等緊急時に対応すべく、その検証結果を詳細に分析し、いち早く公表した上で、難聴取地域解消のための対策をロードマップとともに示すべきであります。<b>【株式会社TBSテレビ】</b></p>	<p>(同上)</p>
<p><b>【意見 5-5】</b></p> <p>ただし、当社は平成24年末に実施されたNHKネットラジオの番組追加に関する意見募集において、「早期に検証・確認を行い、広く聴取者、有識者や民放各社の意見</p>	<p>(同上)</p>

<p>を取り入れた総合的な議論をすべきである」と述べている。当申請にあたり、それまで得られたデータやアンケート調査の結果などの知見が広く公開されているとはいえず、その点不十分であると考えます。</p> <p>今回の申請においても携帯端末による利用状況を把握するための調査や、補完措置としての有効性等についての調査を行うとされている。</p> <p>我が国の放送産業の発展のためにも、今後の調査結果が早期に開示されるとともに、遡ってこれまでの調査結果やデータについてもホームページなどで広く公表されることを希望する。【日本テレビ放送網株式会社】</p>	
<p>【意見5-6】</p> <p>ラジオの難聴取状況をふまえ、「ラジオ放送番組を放送と同時にインターネットを通じて一般に提供する業務」（「らじる★らじる」）を放送を補完する措置として試行的に実施し、聴取実態のデータ収集を行うことは、同様の課題を抱える民間放送事業者として理解します。</p> <p>収集したデータ並びにその分析結果について「放送及びその受信の進歩発達」に資するものとなるように広く公開されること、また、あくまで試行的実施であることから、本格的実施の際には改めて意見を求められることを希望します。</p> <p>【朝日放送株式会社】</p>	<p>(同上)</p>

(6) 本業務と受信料制度との関係についての意見

<p>【意見6-1】</p> <p>放送法及び判例等で示される受信設備だけでなく、インターネットによって提供される動画を受信できるコンピュータ全般について、放送法の受信設備と認定される懸念がある。</p> <p>携帯電話のワンセグ、インターネットを利用しての配信が可能な設備など新しいコミュニケーション手段において、本人が機器の設置について、放送法の受信設備として認識し、その適用及び契約の義務を負うものとして明示されているもの以外について</p>	<p>今回申請のあった業務を認可することにより、放送法第64条第1項に規定する「協会の放送を受信することのできる受信設備」の範囲や協会の放送受信契約の取扱いが変わるものではありません。</p>
--	--



<p>ては、民法の契約の成立の原則に則り、認める事はできないので、本案件については受信契約義務の適用外である事を明示すべきである。【個人2】</p>	
<p>【意見6-2】 結論：当該認可に反対 NHKがインターネットコンテンツの閲覧可能を理由として放送受信料を徴収する可能性があり、放送受信機の設置をしていない国民にも負担となる。よって認可すべきではないと考えます。【個人4】</p>	(同上)
<p>【意見6-3】 認可は適当だと考えるが、これを足掛かりに「インターネットに接続できる機器を持つ者は、受信料の支払いを義務付ける」という方向にならないことを期待する。 もしも協会側が、「インターネットに接続できる機器を持つ者は、受信料の支払いを義務付ける」ことを画策しているようであれば、認可しないという選択肢を選ぶべきだと思う。【個人10】</p>	(同上)
<p>【意見6-4】 電波が届かない地域にインターネットを使ったラジオ放送をすること自体は反対するつもりはありません。しかし、インターネットを活用とした放送を行うことにより、インターネット接続環境があれば、必ず受信料を払わなければならないという状況に持っていきたいという、NHKの意図が見えるので、この部分には同意しかねます。 【個人12】</p>	(同上)
<p>【意見6-5】 こんな事を許せばネット環境があるという理由だけで「受診料」を強制徴収する押し売り強盗商売をネットユーザー全てにまで拡大するでしょう。 (中略) ○これはネット進出のあしがかり。強制放送料徴収をネットユーザーにまで拡大するのが目的。そして「ネット」を押さえられてしまう。 もしこれが通ったならば、これからラジオのみならずネット業務へ本格的に参入する</p>	(同上)

<p>だろう。          そうなれば、将来的にネット環境を持っているだけで強制的に受信料を徴収する事は目に見えている。【個人13】</p>	
---	--

(7) 本業務に関するその他の意見

<p><b>【意見7-1】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯端末利用実態の情報収集について、「利用者から、利用チャンネル、時間等のデータを収集し、分析する」方法について詳細が不明であることから、これまでの試行で行われていた「アンケート等による情報収集」と何が異なるのか不明であり、「今後新たに実施する必要がある」という判断材料にはなり得ないと考えられます。利用位置等の情報もアンケートで収集することは不可能とはいえ、さらに、収集する情報の精度を問題とするならばこれまでの試行についてアンケートで情報を収拾することとしたこと事態がおかしいこととなります。</li> <li>・「利用者の増加」に絡めて「より幅広いデータ収集が可能となる」ことを継続する理由としていますが、試行の開始から時間が経てば利用者が増えることはある程度の時期までは自明であり、そのことをもって継続認可を行う場合はほぼ全ての案件で継続認可を行うことになり、認可期間という設定自体の意味が無くなることから、これを理由とした判断はすべきではないと考えられます。</li> </ul> <p>上記を鑑みるに、NHKという放送法により業務範囲を規定されている事業者に対する、法定事業範囲外の業務についての認可をするに足る状態ではないと考えられます。</p> <p><b>【個人6】</b></p>	<p>今回申請のあった業務については、近年、急速に聴取者数が増加している携帯端末による利用の実態について詳細に調査・分析を行うこととしており、より幅広い聴取者からデータを収集・把握して効果を検証することが可能となるため、「らじる★らじる」の業務の目的の実現にも資するものと考えられます。</p>
<p><b>【意見7-2】</b></p> <p>現在のAM/FMラジオ放送は、アナログ技術であり偽物放送は不可能なため、セキュ</p>	<p>今回申請のあった業務は、協会のラジオ放送が</p>

リティー問題は発生しない。しかしインターネット放送は違う。デジタル技術であり公開されたプロトコルを使うため偽物を作るのは簡単である。現在多くのWEBサイトが被害にあってしまっているが完璧な対策は無い。イタチゴッコである。従ってインターネット放送することとは偽物放送を許してしまうことを意味する。逆を言えば、インターネットのサイトは、無差別の放送局だらけなのである。ブログ、ホームページ、U-tubeなどは、全て自由であり野放しである。従ってNHKのような公共放送が、無法地帯の放送局と同じ世界に入ってしまうのは問題だと思っただが。どうやって本物のNHK放送だと言えるのか？。地震、津波、台風など災害だらけの日本で、重要な報道をするNHKが、偽物放送に脅かされてしまうのは問題だと思っただが。どんな国家でも公共放送をインターネットではやっていないはずである。従って、難聴地域を、インターネット放送オンリーにだけはしない対応が必要だと思っただが。アナログ放送の最大のメリットは、偽物放送が不可能なことである。

以上【個人9】

聴取しにくい状況の改善に資するための補完的な措置として実施するものであり、その範囲内において適切に行われるものと考えます。

#### (8) その他の意見

##### 【意見8-1】

○放送媒体としてまったく不適切な運営状態となっている会社である事。  
厳正に公平さを保つ為また利益を出してはならないので視聴者から強制的に放送料を取っている公共放送でありながら、オンデマンドし、さらに社内に日本領土を脅かし日本を敵対国とする中国や韓国の放送局の本社が入っている状態。株式の持ち主構成や、社員採用方針、人事方針、また資産になぜか全国電力会社の大株主状態で投資会社と化している事。これでは公平な立場とは言えず公平な放送も出来ない状態にある。

○報道媒体でありながら意図的に事実と異なる、またまったく報道しないなど、正確に現実を反映していない内容の放送を日常的に行っており、多くの国民が正しい判断を下す為の情報提供義務を怠り、国民の知る権利を著しく侵害している。

本意見募集の対象に対する直接のご意見ではないため、参考意見として承ります。

報道しなくて良い自由を駆使し、世界で怒っている、それを知らない事で日本国に大きな不利益となる大事なニュースをまったく報道しない。流しているニュースの不平等で偏向さ、事実を曲げた放送内容、視聴者を誣会的に言論の誘導を意図している番組内容ばかり。  
完全な捏造や意図的編集により視聴者を世論誘導する構成が常態化している。  
【個人5】

【意見8-2】  
電波が届かない地域にインターネットを使ったラジオ放送をすること自体は反対するつもりはありません。しかし、インターネットを活用とした放送を行うことにより、インターネット接続環境があれば、必ず受信料を払わなければならないという状況に持っていきたいという、NHKの意図が見えるので、この部分には同意しかねます。NHKの報道姿勢が反日、親中国、親韓国、親北朝鮮の状況で、なぜ、日本国民から受信料を受け取れるのか、理由が知りたいものです。日本のことが嫌い、日本を悪く言う国の言い分を垂れ流す放送局のために、テレビを持っていないにも関わらず、法律により受信料を徴収できるなどという話になれば、本当に酷い話です。NHKがわが国のために公平な報道をするのであればともかく、反日国家の嘘の主張を垂れ流すことが公平な報道とと思っているのであれば、一度解体するしかないのではないのでしょうか。よく、英国BBCのことを引き合いに出しますが、BBCは英国が嫌いな外国人が番組を作っているのでしょうか。BBCは英政府が誤った方向に行こうとするのを抑えたと言いますが、外国に媚びへつらい、外国を崇めるような報道をするのでしょうか。放送局出身者の多い政党には苦情を言わず、対立する政党には敵意むき出しの意見を言う解説者がいるのでしょうか。会長も変わりました。靱井会長の記者会見の話を聞いても、まともな方だと思いました。是非、NHKのインターネット進出は、NHKの正常化とセットで行っていただきたいと思います。靱井会長で改善されないのならば、NHKはもうだめです。解体して国営放送とすべきだと思います。【個人12】

(同上)

<p>【意見 8-3】</p> <p>「日本放送協会が放送法第20条第10項の認可を受けて実施する『協会のラジオ放送が聴取しにくい状況の改善に資するため、その放送番組を放送と同時にインターネットを通じて一般に提供する業務』の認可申請に対する総務省の考え方」に関し、以下のとおり意見を提出します。</p> <p>意見をまとめれば、この一言に尽きます。</p> <p>「日本を毀損する反日メディアの放送局など不要。即時全ての送波停止を要求する。」</p> <p>NHKだけでは無い。ほっておけば日本を乗っ取る手先と成っている恐ろしい魔の巣窟と化しているマスコミとは、「魔巣ゴミ」と呼ばれて相当です。</p> <p>絶対にNHKのネット配信を反対します！</p> <p>この件については、以下がNHKの本音です。</p> <p>(中略)</p> <p>そしてネットユーザーの個人情報を押さえてひそかに、ネット上に散らばる「日本保守反日阻止のキーパーソン達、主要人物達」特定に使うでしょう。</p> <p>絶対に反対します。</p> <p>そもそも反日に乗っ取られた電波など、とうの昔に国家緊急権を発動し即時電波停止処分が当たり前です。</p> <p>ポイントは、</p> <p>○放送媒体としてまったく不適切な運営状態となっている会社である事。</p> <p>厳正に公平さを保つ為また利益を出してはならないので視聴者から強制的に放送料を取っている公共放送でありながら、オンデマンドし、さらに社内に日本領土を脅かし日本を敵対国とする中国国や韓国国の放送局の本社が入っている状態。株式の持ち主構成や、社員採用方針、人事方針、また資産になぜか全国電力会社の大株主状態で投資会社と化している事。これでは公平な立場とは言えず公平な放送も出来ない状態にある。</p>	<p>(同上)</p>
--	-------------

○報道媒体でありながら意図的に事実と異なる、またまったく報道しないなど、正確に現実を反映していない内容の放送を日常的に行っており、多くの国民が正しい判断を下す為の情報提供義務を怠り、国民の知る権利を著しく侵害している。

報道しなくて良い自由を駆使し、世界で怒っている、それを知らない事で日本国に大きな不利益となる大事なニュースをまったく報道しない。流しているニュースの不平等で偏向さ、事実を曲げた放送内容、視聴者を誣いの言論の誘導を意図している番組内容ばかり。

完全な捏造や意図的編集により視聴者を世論誘導する構成が常態化している。

○そんな上から下まで不適格な組織がこれ以上番組を増やす事は許されない。

それどころか外国資本に乗っ取られた状態であり外患誘致罪を行使してでも即時に放送料強制徴収終了、送波停止、解体を検討されるのが必須で急務な状態にある。

○全ての放送媒体は反日メディアと化している。

首都圏に住む人の情報ではある民方ラジオはTV以上に反日内容となっている。

やりたい放題に現政権を批判、中国韓国に媚びた内容となって完全に電波ジャックされている模様。

反日メディアのネット同時放送など不要です。

○マスコミの異常さは国防の危機レベル。

NHKとは別に日本の国の公共放送として相応しい健全な放送局の設立が早急に望まれる事。

(中略)

そして受信料もさることながら、その最大の目的はネットユーザーの個人情報。ネットに潜む(いまましい)大和魂分子の特定と掌握、一掃が本丸と考えられる。絶対に許しては行けない。日本が消滅する危機感を感じている。

○すべてのパブコメの意見に共通する問題。

殆どの国民は、こんなパブコメがある事すらをそもそも知らない。

なのに、国民の意見として採用されてしまう事への危惧。

特にこれを実現したい団体は、組織的な賛成意見を送るだろう。

現在の反日メディアの都合のよい内容だけを見て聞かされている、真実から隔離された情報弱者であるネットを持っていないまたは無関心な人達は、どうでもいいとか、やりたいならやらせればいいなどの意見だろう。

私のこのような見識を持った人達はまだまだ少数派だ。

非常に偏った意見と実際を反映しない正否の%構成となるのは明らか。

以下、全て私の意見と同意の為、他人のブログですが引用。

【日本放送協会のネット提供番組追加に反対します。

そもそも今回認可を求めている日本放送協会が常に放送法の第2章 放送番組の編集等に関する通則の第4条 放送事業者は、国内放送及び内外放送の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。

1. 公安及び善良な風俗を害しないこと。
2. 政治的に公平であること。
3. 報道は事実をまげないですること。
4. 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

に違反している放送局であることが問題です。

例えばNHKは2009年4月5日に放送された『JAPANデビュー』第1回「アジアの“一等国”」において日本統治時代が悪と一方的に描き、台湾人の証言をねじ曲げ、やらせや、事実の歪曲・捏造をし、台湾の人の心と日台関係を傷つけ、台湾をよく知らない人に排日的だと誤解を与えるとして、視聴者や台湾人を含む8389名から訴えられています。国民から受信料を徴収しておきながら、このような番組を垂れ流すNHKに我慢がなりません。

12月22日の『どうするニッポン新政権に問う』という番組においては自民党石破幹事長がゲスト・視聴者の意見や質問に答えるという体で行われましたが、番組が用意したゲストは、全て「反自民党」という布陣、発足もしていない新政権を袋だたきに合

わそうという意図で制作されており、視聴者からの意見をTwitterでも募集して視聴者との相互方向を標榜しておりましたが、採用される意見も、次期政権を批判するものばかり、否定意見のTwitterアカウントを調べてみると、工作のためにアカウントを作成した新規ユーザーが含まれており、アリバイ作りをしてまでの偽りの公平性に憤りを感じずにおれません。

NHK内には中国中央電視台と韓国KBSが本社内部にあるそうです。

なぜ日本の公共放送を標榜する局内に、反日国家で、竹島、尖閣という領土問題を抱える国の放送局があるのでしょうか。

このことひとつとっても、そして放送内容からも、NHKは日本人から視聴料を取って、中国、韓国のために洗脳工作をする、停波すべき放送局であると判断せざるをえません。

情報番組の追加など国民は望んでおりません。

日本人のための番組を作る気がないNHKの解体・停波・スクランブル化を望みます。

受信料の支払いなどもってのほかです。

ノーカットでの国会中継や、偏向せず事実だけを報道する報道番組、皇室や正しい日本の歴史をきちんと伝える、真の意味での日本の国営放送を別途立ち上げてください。】【個人13】